

安倍政権に追従し 戦争法、アベノミクス、消費税増税に理解示す区長を批判

日本共産党区議団

—ご意見・ご要望をお寄せください—

ホームページをご覧ください・・・HPアドレス <http://www.jcpchuo-kugidan.jp/>



質問する加藤ひろし議員

加藤ひろし議員が一般質問

11月20日から30日まで、区議会第四回定例会が行われ、24日には、加藤ひろし議員が、日本共産党区議団を代表して一般質問を行いました。

テロの根絶に向けて

加藤議員は、11月13日にパリ市内で起きた無差別テロによる犠牲者への哀悼の意を表すとともに、区長に「無法なテロを世界から根絶するためには、武力ではなく法と正義に基づき国際社会が一致して力を尽くすことが急務」「米軍と一体的に行動することを決めた『安保法制』によって、国内でもテロへの危険が増すと思うがどうか」と質問しました。

区長は「一国のみでテロからは逃れることは出来ない」「そうした国際環境の変化に対応するために安保法制は制定された」と戦争法を評価しました。加藤議員は、神戸大学の土佐弘之教授が「日本は憲法9条を盾にすれば、国際社会に対し、空爆という過剰な暴力でテロに応じるのをやめようと叫びかけることもできるはずだ」と訴えて

いることを紹介し、「これこそ日本政府が果たすべき役割ではないか」と質問しました。区長は「平和憲法を堅持しつつ平和的な外交が重要と考える」と答えました。

戦争法について

加藤議員は、「憲法9条を一内閣が勝手に解釈を変更し、武力の行使が出来るようにする『安保法制』は、憲法に従って政治を行う立憲主義、民主主義、法の支配という国の土台を根底からくつがえすものではないか」と質問。区長は「国会で私たちの代表がしっかり議論して判断したもの」「憲法との整合性が保たれている」と政府の強弁を追認しました。

加藤議員は、「議事録が残せないほどの混乱の中で強行されたものではないか」ときびしく批判しました。

【質問項目】

1. 「安保法制（戦争法）」について
2. 安倍首相がすすめる「アベノミクス」について
3. 医療と介護の制度について
4. 「子どもの貧困」対策について
5. 認可保育所待機児解消に向けた取り組みについて
6. 高齢者にとっても安心・安全なまちづくりについて
7. 地域の防災リーダーの育成と防災備蓄倉庫設置場所の見直しについて

アベノミクスと

消費税増税について

加藤議員は、企業収益が上がれば投資や賃金が増え、消費が伸びて経済の好循環が起きるという「トリクルダウン（したたり落ち）」が「アベノミクス」の柱だと指摘し、「大企業が空前の利益を上げているにもかかわらず、賃金の上昇や雇用の拡大、設備投資も増えていない。『アベノミクス』は破綻している」「消費税を、2017年4月から、景気がどうであろうと10%に増税することにより、区民の暮らしや経済に深刻な打撃を与える。国に増

税中止を求めるべき」と質問しました。区長は「経済の近況は、経常利益の伸びで改善、有効求人倍率のなど上向きの数値がみられる。一定の効果が現れている」と評価し、消費税増税は「安定的な財源を確保することで、国の財政再建を図る」と答弁し、10%増税は必要との見解を示しました。加藤議員は、「GDP（国内総生産）の6割を占める個人消費が停滞しているのは経済は良くならない」と指摘し、「消費税増税は中止し、国民の暮らし重視の対策に転換すべき」と、アベノミクス・消費税増税に理解を示す区長の姿勢をきびしく批判しました。

子ども医療費制度への ペナルティー廃止を



福祉保健委員
おぐり智恵子

現在、全国の自治体で、父母や住民の強い願いを受けて、子育て世代の負担軽減のため、子ども医療費助成制度が実施されています。中央区でも1993年から実施され、中学3年生まで、通院・入院とも窓口負担は無料となっています。

ところが国は、区市町村が医療費の窓口負担を無料化した場合、国民健康保険への国庫負担金を減額するペナルティーを続けています（2012年度、約380億円）。本年七月、全国知事会から国へ提

出した緊急要請の中でも、「子育て負担の大胆な軽減」として、全ての子どもを対象にした医療費助成を国の制度として創設することや、国民健康保険への国庫負担金の減額のペナルティー廃止の提言が出されました。私は、十一月九日の福祉保健委員会でのこの問題を取り上げ、さらに、党区議団として、第四回定例会に「政府に対し、子ども医療費助成制度に係る国民健康保険の国庫負担金等の減額措置の見直しを強く要望」する意見書を提出しました。

今回は意見書としてまとめられませんが、これからも、子ども医療費制度の拡充をめざします。





区立総合スポーツセンター
(日本橋浜町)

公共スポーツ施設は、人的資源があつてこそ



区民文教委員
奥村あきこ

私は、区議会第四回定例会に上程された「指定管理者の指定について（区立総合スポーツセンター等体育施設）」について反対意見を述べました。

「適正」か判断できる

材料乏しく

この議案は、総合スポーツセンター、浜町運動場、月島スポーツプラザの指定管理者を、シンコースポーツ・大成有楽不動産共同事業体に指定するものです。

この3つのスポーツ施設では、講座受講者から利用料を徴収すればするほど利潤が増える「利用料金制」が適用されており、事業者も積極的にヨガ、フラダンス等数々の講座を設け、区もそれを評価しています。

問題なのは、講師や職員の処遇、定着率について区は把握しておらず、

利用料金部分の収入などは「企業秘密」として議会に報告されないことです。

区HP上で、シンコースポーツはジムトレーナーなどの職員を低賃金で募集しており、これでは職員が継続的に働き、スキルアップし、多角的に利用者をサポートすることはできません。公共スポーツ施設は、単なる場所貸しとは違う社会教育、社会福祉施設であり、人的な資源がなければ成り立ちません。

区の責任でワーキングプア

拡大ストップを

2003年から導入された指定管理者制度は、「行政サービスの向上」といながら、コストカットに力点が置かれており、是正を求める通知を総務省は過去に3回出しています。

2011年には、当時の片山大臣が「自治体が、内部で非正規化をどんどん進め、官製ワーキングプアを大量に作ってしまった」と述べています。

板橋区は、2009年に「指定管理者制度の運用に関する指針」を策定、2013年に改定しました。改訂版では、正規・非正規ともに具体的な給与改善の方法が示され、必要な職員配置基準も定めています。中央区には板橋区のような指針はありません。

本来、自治体が直接、管理・運営すべきものを、業者に委託していることを考えれば、区は職員給与や配置の指針を定め、情報開示に努める責任があります。

築地市場「移転」は問題山積！

「何も決まっていない」と業者から不安の声



区議会議員
志村たかよし

「何も決まっていない中で、一年後の開場というのはいくぶん不安だ」「オリンピックのためにはこの時期までに移転しなければいけないと言うが、100年使う市場がそれに左右されるべきではない」...

11月25日、築地市場で働く水産仲卸業者有志が開いた集会での発言です。



築地市場に突き当たる環状2号線

つどいでは、施設設備や物流動線、交通アクセスなどの問題とともに、晴海選手村の工事車両による渋滞を心配する声や津波対策、周辺の水質問題の安全性、豊洲市場用地の土壌汚染対策で333区画の調査を都がしていないことなどへの不安の声も上がりました。

打開策が見いだせない東京都

東京都は築地市場での業務を来年11月2日に終了させ、五日後の7日に豊洲市場を開場しようとしています。準備が具体化する中で様々な問題点が浮上しているにもかかわらず有効な打開策が見いだせないことへの不満が仲卸業者にうまれていることを「集会」は証明しています。

環状2号線も遅れています。築地市場を移転させた「跡地」を通過して汐留につなげるため、仮設の道路も豊洲新市場の開設には間に合わないどころか、豊洲への引越しにも使えないかもしれません。（上・写真）

これで引越しできるのか

都の調査によると、移転に伴い運搬が必要な荷物の総量は、2トントラックで9325台にも上るといいます。移転のための4日間で休みなく走り続けたとしても、36秒に1台のペースで走らないと終わらない計算です。さらに、豊洲でも使用するターレットやフォークリフトは2619台あり、仮に2トントラックで運ぼうとすると新たに1000台以上必要になります。

「4日間ではとても間に合わず、商売を始められない業者が必ず出る」との声があがっています。

一方、都は、築地市場の設備や造作の撤去を業者負担で「原状回復」させ、廃棄物処理も排出者の負担で行わすとしています。業界は「都の案は到底受け入れられない」と抗議しています。

このように築地市場「移転」は混乱しつづけ、豊洲での正常な営業が可能なのか不鮮明です。「主人公」となる市場関係者の声を真摯に受け止めない都の責任は大で、この際、計画を見直し築地での営業を判断すべきではないでしょうか。

「公契約条例学習交流集会」

11月24日、労働組合などの主催で「公契約条例学習交流集会」が開催され、日本共産党区議団は4人全員が参加しました。

当日は、今年4月に施行した世田谷区で制定に関わってきた永山利和元日本大学教授の講演がおこなわれました。

「公契約条例」とは、官公需の仕事に従事する方々の労働条件を確保することを考慮した適正な公契約を実現するためのものです。

党区議団は、2011年に公契約条例案を議会に提出し、その後も繰り返し議会で取り上げています。



講演する永山教授

無料 法律・生活相談

隔週火曜日午後3時～

◎予約が必要です

事前にご連絡ください

区議会控室

(3546) 5563

地区委員会

(3551) 6820